



児童虐待の現状と 課題について考える

～ I. 児童虐待はなぜ問題となるのか～

和歌山信愛大学 わかやま子ども学総合研究センター長

桑原 義登

桑原 義登（くわはら よしと）：和歌山県有田市在住

1970年～2002年：和歌山県職員、2002年～2015年：和歌山信愛女子短期大学助教授、相愛大学教授・同名誉教授を経て、2019年4月から和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授。

和歌山県臨床心理士会会長、日本臨床心理士会代議員、日本心理臨床学会代議員、日本子どもの虐待防止学会代議員、和歌山県教育委員会委員等を歴任。和歌山県社会福祉審議会委員等、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会会長、NPO法人子どもセンターるーも副理事長等。

研究業績：「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」（2012-2014文部科学省科学研究費助成）等

はじめに

児童相談所での児童虐待対応件数を見てみますと、統計を取り始めた平成二年度は全国で1、101件、和歌山県では18件でした。当時、児童相談所に勤務していましたが、児童相談所での相談の主流は不登校などの性格行動上の相談と発達や障害児の相談でありました。時々、生後間もない乳児が病院等の前に捨てられる「棄児」が話題になりましたが、児童虐待の事件が社会的な問題になることは本当に少なかったです。当時、欧米では児童虐待が大きな問題になっていましたが、日本には児童虐待はないのではないかというような声もあるほどでした。

それが平成三十年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国では159、850件となり、平成二年度と比べて約145倍と

なっています。(和歌山県では1、328件で平成二年度の約73倍)児童虐待相談対応件数は現在も年々増加して、大きな社会問題となっけています。この驚くべき増加の現象は何を意味するのかを考える必要があります。

件数の増加とともに最近記憶に新しい千葉県の心愛ちゃんと東京都の結愛ちゃんの虐待による死亡事件のような酷い事件が増加しているのも大きな問題となっけており、早急な対応策が必要になっけています。

平成十二年に児童虐待防止等に関する法律(以下児童虐待防止法という)が施行されています。その第1条(目的)には「児童虐待が児童の人權を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸

念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」とあります。

児童虐待は子どもの心と体に大きな傷を与えるため、大人になっけてからも対人関係等で生きにくい人生を送るとともに、虐待を受けた子どもは次の世代へも同じ虐待を繰り返す負の連鎖が多いことも問題となっけています。

昨年の六月十九日に児童福祉法や児童虐待防止法の改正がありました。しつけのための体罰禁止が盛り込まれ、この二年の間に民法